

16 消安第 6316 号
平成16年11月10日

各地方農政局 消費・安全部長
北海道農政事務所消費・安全部長
沖縄総合事務局農林水産部長
各都道府県 主務部長
関係団体の長

} あて

農林水産省消費・安全局
農産安全管理課長

農林水産大臣の登録を受けないで試験研究の目的で農薬を製造等する場合の留意事項について

農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第2条第1項において、農林水産大臣の登録を受けなければ、農薬を製造し若しくは加工し、又は輸入してはならないこととされている。

また、使用については、法第11条において、容器又は包装に法第7条の規定による表示のある農薬（以下「登録農薬」という。）以外の農薬を使用してはならないこととされている。

さらに、法第12条第3項において、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号。以下「農薬使用基準」という。）に違反して農薬を使用してはならないとされている。

しかしながら、いずれの場合においても、試験研究の目的で、農薬を製造、加工、輸入又は使用する場合には、法の適用除外とされているところである。

試験研究の範囲及び留意事項についてはすでに、「農薬取締法の一部を改正する法律の施行について」（平成15年3月13日付け農林水産省生産局長通知14生産第10052号。以下「局長通知」という。）により周知しているところであるが、近年、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることを踏まえ、試験研究の目的で製造、加工、輸入された農薬及び農薬の使用に係る試験研究に供された農作物等について、一層の厳重な管理を行うことが必要である。

このため、下記の事項に留意し、遺漏なきようにされたい。また、農薬使用者その他の関係者に対して周知徹底するようお願いする。

記

1. 試験研究の目的で、登録を受けていない農薬を製造、加工、輸入又は使用する場合並びに登録農薬を農薬使用基準以外の方法で使用する場合には、試験関係者の健康や人畜への影響、環境保全等の観点から安全対策に万全を期すこと。
2. 試験研究の目的で、登録を受けていない農薬を使用する場合及び登録農薬を農薬使用基準以外の方法で使用する場合には、使用した農薬がほ場外に飛散及び流出しないよう必要な対策を講じるとともに、試験終了後に当該ほ場で農業生産を行う場合には、試験に使用した農薬の農作物等への残留について、安全性を確認すること。
3. 試験研究の目的で使用する登録を受けていない農薬については、ナンバリングを行い常にその所在を確認できる体制を整える等、保管管理に万全を期すこととし、万が一にも登録前に当該農薬が市場等に流通することがないよう細心の注意を払うこと。
4. 試験研究終了後は、使用した農薬、農作物等について、適切に保管又は処分等すること。